

大牟田市立白光中学校いじめ防止基本方針

大牟田市においては、これまでも「いじめは、絶対に許されない」「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との認識をもって、いじめの未然防止・早期発見・早期対応などに係る諸施策を講じ、いじめの問題に取り組んできたところである。このたび、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）や福岡県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）を参考に、いじめの防止等がより、体系的かつ計画的に実施されるよう「大牟田市いじめ防止基本方針」が定められ（平成30年5月改訂）、本校においてはこれをもとに、「大牟田市立白光中学校いじめ防止基本方針」を定めた。

本校では以下のような「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

1 基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校生活では、いじめは常に起こり得ることである、との認識を持って、まず、いじめ防止の観点から学校の教育活動全体を通して、いじめを生まない風土を構築する。そして、生徒をいじめに向かわせないようにするために、学習規律を確立し、基礎的・基本的な学力を身につけさせ、すべての生徒が認められているという実感（自己有用感）を持てるように、教育課程の充実を図る。また、「いじめをしない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止対策推進委員会

（1）組織

- ・いじめ防止対策推進委員会を設置する。
- ・委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、補導主事、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者代表（PTA会長）等で構成する。

（2）役割

委員会は、いじめ防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たすものとする。

- ・学校基本方針に基づき、いじめ防止対策推進のための具体的な年間計画の作成・実行および検証
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに関する情報の収集および記録
- ・いじめに関する組織的対応の中核

3 いじめへの学校の対応

（1）未然防止

○ 教育課程の充実（生徒をいじめに向かわせないようにするための教育活動）

- ・基本的な生活習慣および学習規律の確立
- ・基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る教科指導の充実
- ・**道徳教育の充実**

道徳科を要とした「心の教育」の推進（思いやり、生命の尊重、人権擁護等）

（生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合えることができるようにする。）

- ・特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係づくりや学年・学級集団づくりの推進
- ・インターネット等に関する情報モラル教育の計画的な指導の推進
- ・生徒会活動における「いじめストップの取り組み」の実施

○ 指導体制の充実

- ・ いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを全職員に周知する。
- ・ けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。
- ・ いじめ問題に関するコーディネーターとしての生徒指導主事の位置づけ
- ・ 教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施
- ・ 組織的対応力向上のためのフローチャート（報告内容、連絡マニュアル）による報告・連絡体制の確立

○ 家庭・地域との連携

- ・ 年度当初、家庭及び地域に対し説明するとともに、学校の基本方針をHP等で周知し、連携を図る。

(2) 早期発見と早期対応（認知件数アップ）

○ 早期発見

- ・ 教育相談の毎学期1回の実施
- ・ 定期的なチェックリストの活用による状況把握（毎月1回）
- ・ 学校生活アンケートの毎学期1回の実施
- ・ いじめに特化したアンケートの毎月1回の実施（そのうち学期に1回、年3回は無記名）
- ・ 相談ボックスの活用
- ・ 家庭用チェックリストの毎学期1回の実施
- ・ スクールカウンセラー、SSWとの連携（月1回の校内いじめ防止対策推進委員会）
- ・ 教育相談部会の（週一回）実施による不登校及び気になる生徒の情報の共有とその対応を図る

○ 早期対応

- ・ 事実関係の迅速かつ的確な把握
- ・ 保護者および教育委員会への事実関係等の確実な報告
- ・ いじめを受けた生徒を守り、心のケアを促す組織的な対応
- ・ いじめた生徒への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的な支援

○ 関係機関との連携

- ・ 犯罪行為に及ぶいじめの警察への報告および関係機関との連携強化の徹底

(3) 重大事態への対応

「重大事態の意味」

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「重大事態への対応」

教育委員会への迅速な報告並びにいじめ防止対策推進委員会を開き、調査・対応・報告・情報提供等にあたる。PTA役員会や臨時保護者会等での説明・報告

4 いじめ解消の定義

「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月）と「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」（面談等による確認）を基準に解消を判断する。

5 学校評価

- ・ 「いじめ防止対策推進委員会」の組織と役割、学校がいじめへの対応の未然防止、早期発見、早期対応について学校評価項目に位置づけ実施し、学校関係者評価において改善を報告する。